

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業（有機農産物共同出荷実証及び 地域内需要開拓支援業務）業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

健康志向やエシカル消費への関心の高まりを背景に、首都圏等を中心としてオーガニック食品の需要拡大が期待されており、本県においても有機農業産地のさらなる発展が求められている。

一方で、本県においては、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による風評被害が今なお残っており、特に「安全」のイメージが強い有機農産物においてはその影響が顕著であり、販路回復・拡大が十分に進んでいない状況にある。

また、本県の有機農産物生産者は小規模経営が多く、小ロットでの選果・袋詰め・梱包・配送などの流通作業を個別に担っていることから、生産に注力しにくい状況となっており、産地拡大の課題となっている。

そこで、本業務では、共同集出荷・流通体制の構築に向けた首都圏等への流通実証及び将来的なオーガニックビレッジの取組拡大にもつながる地域内需要の開拓支援を実施し、風評被害の払拭と本県有機農業産地のさらなる発展・拡大を図る。

2 業務概要・仕様

(1) 委託業務名

有機無限大（∞）チャレンジ推進事業（有機農産物共同出荷実証及び地域内需要開拓支援業務）

(2) 見積限度額

9, 7 3 1 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 業務内容・仕様

ア 有機農産物等の共同集出荷・流通体制構築に向けた実証

(ア) 対象産地（参加農家等）の選定

- ・本実証事業における対象産地（参加農家等）を県内より選定し、有機農産物等の共同集出荷・流通実証を行うこと。
- ・参加農家等は、すでに有機 JAS 農産物等を生産している農業法人、農業者等とし、有機 JAS 農産物の生産・販売実績を有する者を選定すること。

(イ) 流通事業者の選定

- ・本実証事業に協力可能な流通事業者を選定し、有機農産物等の共同集出荷・流通実証を行うこと。
- ・流通事業者は有機 JAS 小分け認証取得済みで、有機 JAS 農産物等の流通・販売実績を有する事業者を選定するのが望ましい。

(ウ) 試験出荷に向けた調整

- ・首都圏等を対象とした流通実証に向け、以下の内容について調整すること。

実証時期

出荷品目（品目、数量、時期、単価等）

出荷体制（出荷者、出荷可能品目・量等）

集荷体制（集荷者、集荷拠点・手法等）

集出荷ルール（集出荷規格、荷姿、納品方法・場所、ロット等）

流通実証における役割分担

その他必要な事項

(エ) 試験出荷

- ・(ア)～(ウ)を踏まえ、首都圏等を対象とした試験出荷を1回以上実施すること。
- ・試験出荷結果を基に、対象産地（参加農家等）にとって効果的な共同集出荷・流通体制の構築に向けた課題を整理すること。
- ・上記を踏まえ、本県における効果的な有機農産物等の共同集出荷・流通モデルとして、本試験出荷モデルにおける共同集出荷運営マニュアルを作成すること。

イ 有機農産物等の地域内需要開拓支援

(ア) 地域内需要調査

- ・県内における飲食店、ホテル・旅館、直売所等より10者程度を対象とし、有機農産物等に対する関心・活用意向、取引条件等を把握するニーズ調査を実施し、結果をとりまとめること。
- ・調査対象の選定に当たっては、オーガニックビレッジの取組が見込まれる地域を中心とすること。
- ・調査では、ニーズのほか、県内有機JAS認証取得生産者とのマッチング可能性についても整理すること。

(イ) 試験的活用の実施

- ・需要調査結果をもとに、3者程度の実需者に有機農産物を試験的に活用してもらうこと。
- ・試験的活用に係る費用については受託者が負担すること。

ウ その他

上記のほか、目的を達成するために必要な業務があれば、当該業務について提案すること。

(4) 委託契約期間

契約の日から令和9年3月12日（金）まで

3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出すること。

提案1：業務の考え方

本県有機農産物の生産・流通の現状及び首都圏等における需要動向を踏まえ、本事業を通じた本県有機農業産地の発展・拡大に向けた基本的な考え方を提案すること。

提案2：業務の取組内容

2の業務概要・仕様に基づき提案すること。その他、業務を効果的に実施するために行う独自の提案があれば提案すること。

提案3：業務の効果測定

業務を評価するための定量的な評価項目を設定すること。

また、業務の効果を検証する方法を提案すること。

提案4：業務の実施体制

業務の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。

なお、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

提案5：積算見積書

業務に要する費用について、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人

- 件費、交通費、通信費、運搬費、印刷費等)。
- (2) 本県から受注した委託業務実績一覧（令和３年度～令和７年度）
- (3) 様式
様式は任意とするが、全体（提案１～５）でＡ４横版の２０頁以内とする。（表紙はカウントしない。）
- (4) 提出
PDFファイル等で電子メールにより提出すること。

4 委託契約候補者の選定

- (1) 選定方式
公募型プロポーザル
- ア 参加資格審査
参加者の参加申込書の内容及び参加資格の適否を確認する。
- イ 一次審査
参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。
- ウ 二次審査
一次審査で選定された対象者が、審査会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する。県は、審査会でのヒアリングを行うとともに、総合的に評価し委託契約候補者（随意契約の候補者）を選定する。
- (2) 審査基準及び配点
下記の審査項目において、評価基準により評価する。

審査項目	配点	評価基準
1 業務の考え方	10点	本県の有機農産物の消費流通状況及び有機農業の拡大に向けた取組に係る理解度・適格性 等
2 業務の取組内容	50点	業務の内容・運営手法、訴求力、効果、履行の確実性 等
3 業務の効果測定	10点	評価項目、効果検証の方法の適切性 等
4 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力 等
5 業務に要する費用の妥当性	20点	事業費の妥当性、適正かつ効率的な実施計画 等

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部環境保全農業課のホームページからダウンロードして入手すること。

6 質問、参加申込及び企画提案書の提出等

- (1) 質問書の提出
- ア 提出書類
質問書（第１号様式）
- イ 提出期限

令和8年7月15日（水）17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

オ 回答方法

提出された全ての質問及び回答については、令和8年7月16日（木）までに環境保全農業課ホームページに掲載するので、その内容を確認すること。

(2) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（第2号様式）

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等（1部）

イ 提出期限

令和8年7月21日（火）12時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

3に記載のとおり

イ 提出期限

令和8年8月3日（月）17時まで

ウ 提出方法

電子メールによること。

エ その他

電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

7 参加資格審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和8年7月22日（水）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、電子メール等で通知する。

8 一次審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和8年8月5日（水）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、電子メール等で通知する。

(4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面に行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

9 二次審査会

(1) 日時：令和8年8月10日（月）（予定）

(2) その他

ア 実施方法はオンラインとし、正式な開催日時及び使用するアプリ、参加URLは別途通知する。

イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）とする。

ウ 二次審査会への参加者については、参加申込書に記載のある事業者のみとする。

10 二次審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和8年8月14日（金）（予定）

(2) 審査方法：審査会により決定する。

(3) 発表方法：審査会参加者全員に対し、電子メール等で通知する。審査結果は環境保全農業課のホームページに掲載し、委託契約候補者を公表する。

(4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

11 主なスケジュール

項目	日程
プロポーザル募集要領のHPによる公表	令和8年7月14日（火）
質問書の提出期限	令和8年7月15日（水）17時まで
質問書への回答	令和8年7月16日（木）
参加申込書の申込期限	令和8年7月21日（火）12時まで
参加資格審査結果の発表及び通知	令和8年7月22日（水）
企画提案書の提出期限	令和8年8月 3日（月）17時まで
一次審査結果の発表及び通知	令和8年8月 5日（水）（予定）
二次審査会	令和8年8月10日（月）（予定）
二次審査結果の通知	令和8年8月14日（金）（予定）

12 参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎9階）

福島県農林水産部環境保全農業課（担当：桑名）

電話 024-521-7453 FAX 024-521-7938

E-mail kankyuhozen_nougyou@pref.fukushima.lg.jp

13 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 積算額が予算額を超過するもの

15 契約手続

本事業に関して最も優れた提案を行った者（委託契約候補者）と業務委託契約の見積合わせを実施する。

なお、この手続に参加した者が、13 の(1)から(8)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約の見積合わせを行う。

また、本事業の業務委託仕様書は委託契約候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容の一部変更した上で業務委託書を作成することがある。この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行う。

16 その他

- (1) 採用した作品等の権利は、全て福島県に帰属するものとする。
- (2) 当該業務として作成した各コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載を行う場合がある。
なお、福島県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案のあった規模等を下回ることとはできないため、実現可能な提案とすること。
- (4) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることがある。